

租 税 法

講 評 (第1問・第2問)

本試験お疲れさまでした。今回の租税法は「難しかった」という声が多い試験でした。

(1) 予備校側も「痛いところを突かれた」と感じる出題が多かった。

講義の中では、あまり深く触れていない論点がいくつか問われました。

「ポイントを効率よく講義する」という講義スタイルは、近年の受講生の要望に合ったものではありません。ただ、予備校側の方が少し反省しないといけないかもしれません。

(2) 所得税が理論・計算とも難化した。

前年に新試験委員（実務家）の3人が加わりました。うち1人は税理士試験で所得税法の試験委員を務められた先生です。その先生をご担当されたかは分かりませんが、ここ数年の計算は易化傾向でした。今回の本試験で受験生はビックリしたかもしれませんが、予備校側で予期できたことであったかもしれません。

(3) 「実務的な取扱いは出題しない」と出題の要旨には書かれていない。

論文試験の租税法の出題の要旨には「必要に応じ、(中略)法令の解釈・適用に関する実務上の取り扱いを問う」とあります。「外国払いの源泉徴収の取扱い」「外国法人が一の者の場合のグループ法人税制の適用」「4/1付の組織再編成」など実務的には面白い問題でした。消費税も世の中が「インボイス制度」導入で大変な時期です。それなのに、「複数税率」が出題されて文句を言っている人は、流石に「鈍感」でしょう。「単なる試験勉強」と割り切る人が多いですが、「貴方が習得しつつある知識」が「世の中」「将来の自分の仕事」と繋がっていることを少し意識していますか？という試験委員のメッセージかもしれません。

(4) 会計士受験界で言っている「細かい」とは何でしょう？

会計士受験生はよく租税法で解けない論点、テキストで取り上げていない論点が出るとすぐに「細かい」と言います。早く合格して、実務に入り、会社の経理の方や他土業と付き合ってみてください。会計士受験生以外の人は、「施行規則だから」「通達だから」という時に「細かい」といいます。本法の規定を「細かい」という人はあまりいません。今回の理論はどれも「本法」に書かれているもの。これも「本法ぐらいは丁寧に読んでほしい」という試験委員のメッセージかもしれません。

(5) 理論 40～45%、計算 50%～55%がボーダーラインと予想します。

第1問 答案用紙<1>
(租税法)

問題1

問1 (4行/110字)

本問の甲土地の分配は、適格現物分配に該当する（法人税法2条十二の十五号）。A社においては、B社へ甲土地を残余財産確定時の帳簿価額1,000万円により譲渡したものであるとして、令和4事業年度の所得の金額を計算する（同法62条の5第3項）。

問2 (4行/119字)

本問のB社からC社への送金は、所得税法161条1項五号に掲げる国内源泉所得の国内における支払いとみなされるため、B社は、支払の際10%の所得税1,500万円を徴収し、令和4年5月末日までに国に納付しなければならない（同法212条1項、2項、213条1項二号）。

問3 (4行/120字)

D社が交付を受けた金銭の額1,000万円は、D社の令和4事業年度の益金の額に算入する（法人税法22条2項）。また、建物につき、圧縮限度額の範囲内で、損金経理により帳簿価額を減額した金額は、D社の令和4事業年度の損金の額に算入する（法人税法45条1項）。

問4 (4行/119字)

代表取締役Pに対する無償譲渡は、B社が対価を得て行った資産の譲渡とみなされる（消費税法4条5項二号）。この場合、時価相当額が対価の額とみなされる（同法28条3項二号）。従業員Qに対する無償譲渡は、資産の譲渡に該当しない（同法2条1項八号）。

第 1 問 答 案 用 紙 < 2 >

(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	(根拠条文) 法人税法 2 条十二号の七の六、37 条 2 項、61 条の 11 第 1 項
②	×	B 社は、A 社と完全支配関係を有しないこととなった日の前日の属する令和 3 事業年度の法人税額の計算上、甲土地の譲渡に関して、所得の金額が生ずる。 (根拠条文) 法人税法 61 条の 11 第 3 項
③	×	D 社は、大法人 E 社と完全支配関係がある普通法人であるため、貸倒引当金繰入額は損金の額に算入できない。 (根拠条文) 法人税法 22 条 3 項二号、同法 52 条 1 項及び 2 項、同法 66 条 5 項二号
④	○	(根拠条文) 所得税法 67 条の 3 第 3 項、59 条第 1 項一号
⑤	×	本問の取引は、代物弁済による資産の譲渡に該当する。よって、課税資産の譲渡等に該当し、消費税が課される取引となる。 (根拠条文) 消費税法 2 条 1 項八号、同項九号、4 条 1 項

第2問 答案用紙<1> (租税法)

問題1

(単位：円)

当期純利益の金額	
	加算すべき金額	減算すべき金額
(減価償却資産についての申告調整)		
[資料] 2. (1)①について	3,131,250	, ,
[資料] 2. (1)②について	, ,	, 59,162
[資料] 2. (1)③について	, ,	2,512,900
[資料] 2. (1)④について	, ,	35,000,000
(租税公課についての申告調整)		
[資料] 3. (2)について	, ,	17,535,000
[資料] 3. (3)及び(4)について	140,890,000	, ,
[資料] 3. (5)について	, ,	4,200,000
[資料] 3. (6)について	,270,000	, ,
(給与についての申告調整)		
[資料] 4. (2)について	,350,000	, ,
[資料] 4. (3)について	1,000,000	, ,
[資料] 4. (4)について	, ,	55,000,000
[資料] 4. (5)について	2,000,000	, ,

第 2 問 答 案 用 紙 < 2 >

(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(金銭債務についての申告調整)		
[資料] 5. (1)について	1,597,440	, ,
[資料] 5. (2)について	5,500,000	, ,
[資料] 5. (3)について	, ,	1,200,000
(外貨建金銭債務についての申告調整)		
[資料] 6. について	, ,	,121,500
(受取配当金についての申告調整)		
[資料] 7. について	, ,	, 90,000
(棚卸資産についての申告調整)		
[資料] 8. について	1,000,000	, ,
(寄附金についての申告調整)		
[資料] 9. (1)及び(2)について	4,000,000	, ,
支出寄附金の損金算入限度超過額	,875,000	, ,
所得金額	

第2問 答案用紙<3>
(租税法)

問題2

(単位：円)

[問] 1. 給与所得（所得金額調整控除後）の金額

6,900,000

[問] 2. 退職所得の金額

2,000,000

[問] 3. 譲渡所得の金額

1,300,000

[問] 4. 一時所得の金額

, , 0

[問] 5. 青色申告特別控除前の事業所得の金額

1,950,000

[問] 6. 青色申告特別控除前の不動産所得の金額

3,178,125

[問] 7. 雑所得の金額

, 150,000

[問] 8. 社会保険料控除の金額

1,550,000

[問] 9. 医療費控除の金額

, 110,000

[問] 10. 課税総所得金額

9,198,000

第 2 問 答案用紙<4> (租 税 法)

問題 3

(単位：円)

[問]

- | | |
|---|------------------|
| (1) 課税標準額に対する消費税額 | , 261, 537, 900 |
| (2) 資産の譲渡等以外の収入金額の合計額 | , 3, 465, 000 |
| (3) 課税売上割合の計算式の分子の金額 | 4, 757, 695, 000 |
| (4) 課税売上割合の計算式の分母の金額 | 4, 873, 876, 450 |
| (5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 | , 246, 578, 904 |
| (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの | , 240, 886, 776 |
| (7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの | , , 278, 460 |
| (8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | , 5, 413, 668 |
| (9) 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額 | , , 30, 888 |
| (10) 貸倒れに係る消費税額 | , , 219, 648 |

第1問 解説

問題1 (理論・4行記述問題)

	内 容	ランク	正答可能性	備 考
問1	100%子会社の残余財産の分配 (法人税)	A	5点/5点	
問2	非居住者の所得に係る源泉徴収義務 (所得税)	D	0点/5点	
問3	工事負担金で取得した資産の圧縮記帳 (法人税)	C	2点/5点	
問4	自社商品の無償譲渡(役員・従業員) (消費税)	A	5点/5点	
		合計	12点/20点	×補正70% =8~9点

問1 100%子会社の残余財産の分配(法人税)

取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 本問の甲土地の分配は、<u>適格現物分配</u>に該当する。…① A社は、<u>簿価譲渡</u>をしたものとして令和4事業年度の所得を計算する。…②
条文	法法2(定義) 十二の十五 <u>適格現物分配</u> … ① 法法62の5(現物分配による資産の譲渡) ③ <u>適格現物分配又は適格株式分配の場合の資産の帳簿価額による譲渡</u> … ①

(注1) 適格現物分配(法法2十二の十五)

内国法人が行う現物分配のうち、次の要件を満たすものをいう。

① 内国法人要件	現物分配法人=内国法人 被現物分配法人=内国法人
② 完全支配要件	資産の移転を受ける者が直前に現物分配法人との間に完全支配関係にあること

(注2) 適格現物分配を行った場合の子法人の所得計算(法法62の5③)

適格現物分配により資産を移転したときは、適格現物分配を行った子法人の直前の帳簿価額(残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の時の帳簿価額)により譲渡をしたものとして子法人の所得金額の計算を行うこととされており、現物分配による譲渡損益は生じない。

問2 非居住者の国内源泉所得の源泉徴収（所得税）

取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本問の送金は、国内源泉所得の国内における支払いとみなす。…① ・ B社は、10%の源泉徴収し、令和4年5月末日までに国に納付しなければならない。…②
条文	<p>所法 161（国内源泉所得）</p> <p>① 国内源泉所得</p> <p style="padding-left: 20px;">五 国内にある土地等又は建物等の譲渡 … ①</p> <p>所法 212（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収）</p> <p>① 非居住者又は外国法人の所得に係る源泉徴収義務</p> <p>② 非居住者等に対する国内源泉所得の支払が国外で行われる場合</p> <p>所法 213（徴収税額）</p> <p>① 非居住者又は外国法人の所得に係る徴収税額</p> <p style="padding-left: 20px;">ニ 所法 161①五に掲げる国内源泉所得に対する税率</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">} ①</div>

（注1）国内源泉所得（国内にある土地等又は建物の譲渡）

非居住者又は外国法人は国内源泉所得を有する場合にのみ所得税の納税義務が生じる。土地建物等を譲渡した場合、所得税法上その土地建物等の所在地が所得の源泉地とされていることから、国内にある土地建物等を譲渡したときの所得は国内源泉所得となる。

（注2）源泉徴収義務

(1) 原則（所法 212①）

国内にある土地建物等を譲渡した非居住者に対してその譲渡の対価の額を国内において支払いをする個人又は法人は、その支払の際に所得税を源泉徴収し、その譲受の対価を支払った月の翌月 10 日までに国に納付しなければならないとされている。

(2) 国内源泉所得の支払いが国外で行われる場合（所法 212②）

国内源泉所得の支払が国外において行われる場合で、その支払者が国内に住所若しくは居所を有し、または国内に事業所その他これらに準ずるものを有するため、国内において支払われたものとみなして、源泉徴収を行う。この場合の所得税等の納付期限は、事務手続等を考慮して、翌月 10 日ではなく、翌月末日となる。

問3 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳（法人税）

取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ D社は、交付を受けた工事負担金収入は、益金の額に算入する。…① ・ D社は、建物につき、圧縮限度額の範囲内で、損金経理により帳簿価額を減額した金額は、損金の額に算入する。…②
条文	<p>法法 22</p> <p>② 収益の額 … ①</p> <p>法法 45 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入</p> <p>① 工事負担金による取得資産の圧縮記帳 …①</p>

（注）工事負担金を取得した資産の圧縮記帳（法法 45①）

電気事業，ガス事業，水道事業，鉄道事業又は軌道を敷設して行う運輸事業その他これらに類する事業を営む法人が、その事業に必要な施設を設けるために受益者から金銭又は資材の交付を受けた場合において、その事業年度終了の時までに取得した固定資産につき、圧縮限度額の範囲内で圧縮記帳することができる。

（圧縮記帳の対象となる工事負担金）

- ① その事業に必要な施設（供給施設）を設置するために交付を受けるものであること。
- ② 電気，ガス若しくは水の需要者又は鉄道若しくは軌道の利用者その他その施設によって便益を受ける者（受益者）から交付を受けるものであること。

（圧縮限度額）

原則として、次の金額のうち、いずれか少ない金額。

- ① その固定資産の取得をするために要した金額
- ② その交付を受けた金銭の額又は資材の価額

問4 自社商品の無償譲渡（役員・従業員）（消費税）

取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表取締役Pに対する自社商品の無償譲渡は、B社の<u>資産の譲渡とみなす</u>。 … ① ・ 従業員Qに対する自社商品の無償譲渡は、<u>資産の譲渡に該当しない</u>。 … ①
条文	<p>消法4（課税の対象）</p> <p>⑤ みなし譲渡</p> <p>二 法人のその役員に対する資産の贈与 … ①</p> <p>消法28（課税標準）</p> <p>③ みなし譲渡に係る対価の額</p> <p>二 法人のその役員に対する資産の贈与 … ①</p> <p>消法2（定義）</p> <p>① 用語の意義</p> <p>八 資産の譲渡等 … ①</p>

（注）法人の役員に対する贈与

消費税は、原則として、課税資産の譲渡等の対価の額が課税標準となる。

例外の一つとして、法人が資産をその役員に対して贈与した場合は、その資産を贈与した時のその資産の価額（時価）を課税標準として消費税が課税される。

棚卸資産を贈与した場合には、その棚卸資産の仕入価額以上の金額、かつ、通常他に販売する価額の50%額以上の金額を対価の額とする取扱いが認められる。

問題2 (理論・正誤問題)

	内 容	ランク	正答可能性	備 考
①	外国法人を「一の者」とする完全支配関係 (法人税)	B	3点/4点	
②	完全支配関係を有しないこととなった場合 の譲渡利益額等の計上 (法人税)	C	1点/4点	
③	大法人と完全支配関係がある法人の 中小法人税制の不適用 (法人税)	A	4点/4点	
④	法人が適正な対価を負担せず受益者等課税 信託の受益者等となる場合 (所得税)	D	0点/4点	
⑤	代物弁済による資産の譲渡 (消費税)	A	4点/4点	
		合計	12点/20点	×補正70% =8~9点

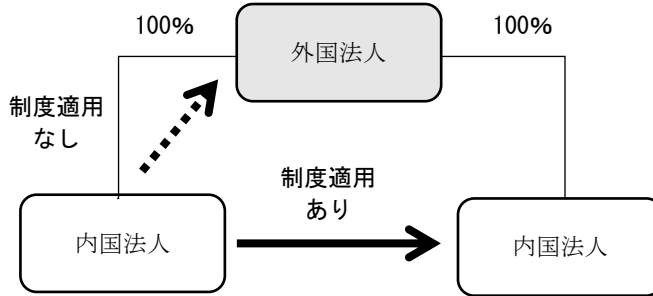
① 外国法人を「一の者」とする完全支配関係 (法人税)

正 誤	○ … ①
取扱い	—
条 文	法法2 (定義) 十二の七の六 完全支配関係 … ① 法法37 (寄附金の損金不算入) ② 完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額 … ① 法法61の11 (完全支配関係がある法人の間の取引の損益) ① 譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額等の繰延べ … ① ※ 「完全支配関係」の意義と「別段の定め」を根拠条文の解答とした。

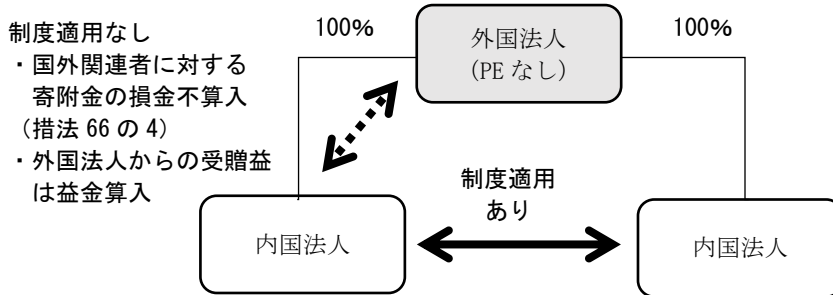
(注) 外国法人を「一の者」とする完全支配関係

「一の者」には内国法人だけではなく、外国法人及び個人も含まれ、外国法人が介在する関係であつても、完全支配関係となりえる。

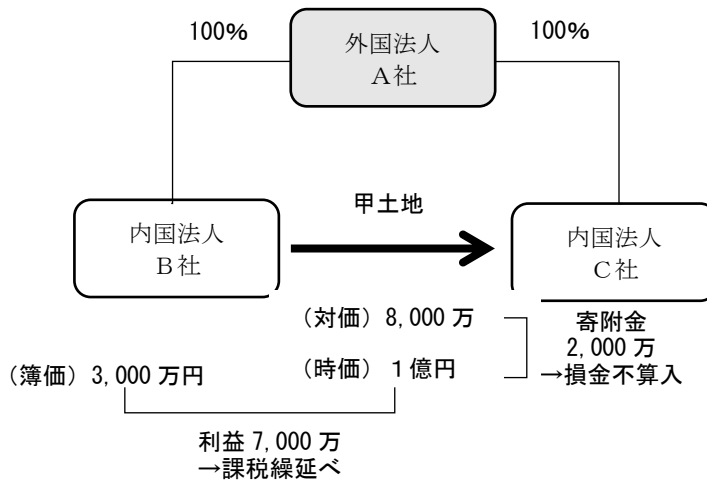
(グループ法人税制／譲渡損益調整資産の譲渡)



(グループ法人税制／寄附金・受贈益)



(本問のケース) 令和 2 事業年度の取引



①	(現金預金) 80,000,000 (未収入金) 20,000,000	(譲渡収入) 100,000,000	時価譲渡 (法法 22②、22 の 2④)
②	(譲渡原価) 30,000,000	(甲土地) 30,000,000	原価 (法法 22③一)
③	(譲渡損益調整勘定繰入) 70,000,000	(譲渡損益調整勘定) 70,000,000	課税繰延べ (法法 61 の 11①)
④	(寄附金) 20,000,000	(未収入金) 20,000,000	寄附金認容 (法法 22③二、37⑦⑧)
⑤	(社外流出) 20,000,000	(寄附金の損金不算入) 20,000,000	寄附金の損金不算入 (法法 37②)

② 完全支配関係を有しないこととなった場合の譲渡利益額等の計上（法人税）

正 誤	×（誤り） … ❶
取扱い	A社と完全支配関係を有しないこととなった日の前日の属する 令和3事業年度の法人税額の計算上、甲土地の譲渡に関して、所得税の金額が生ずる。 … ❷
条 文	法法 61 の 11（完全支配関係がある法人の間の取引の損益） ③ 完全支配関係を有しないこととなった場合の譲渡利益額等の計上 … ❶

（注）完全支配関係を有しないこととなった場合の譲渡利益額等の計上

内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき繰延べの適用を受けた場合において、譲渡法人がその譲渡損益調整資産に係る譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなったときは、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、その譲渡法人のその有しないこととなった日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

ただし、次の事由に基因して完全支配関係を有しないこととなった場合は除かれる。

① 譲渡法人の適格合併による解散

ただし、合併法人と譲渡法人が 100%グループ内の適格合併に限る。

② 譲受法人の適格合併による解散

ただし、合併法人と譲受法人が 100%グループ内の適格合併に限る。

③ 大法人と完全支配関係がある法人の中小法人税制の不適用（法人税）

正 誤	×（誤り） … ❶
取扱い	D社は、大法人E社と完全支配関係がある普通法人であるため、貸倒引当金繰入額は損金の額に算入できない。… ❶
条 文	<p>法法 22</p> <p>③ 損金の額</p> <p>二 費用の額 … ❶</p> <p>法法 52（貸倒引当金）</p> <p>① 個別評価貸倒引当金</p> <p>② 一括評価貸倒引当金</p> <p>法法 66（各事業年度の所得に対する法人税の税率）</p> <p>⑤ 大法人等による完全支配関係がある中小法人の軽減税率の不適用</p> <p>二 大法人との間に完全支配関係がある普通法人</p> <p style="text-align: right;">} ❶</p>

④ 法人が適正な対価を負担せず受益者等課税信託の受益者等となる場合（所得税）

正 誤	○ … ❶
取扱い	—
条 文	<p>所法 67 の 3（信託に係る所得の金額の計算）</p> <p>③ 法人が適正な対価を負担せず受益者等課税信託の受益者等となる場合 … ❷</p> <p>所得法 59（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）</p> <p>① みなし譲渡</p> <p>一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。） … ❶</p>

（注）法人が適正な対価を負担せず受益者等課税信託の受益者等となる場合（所法 67 の 3③）

受益者等課税信託の委託者が資産を信託し、受益者等となる者である法人が適正な対価を負担せずに受益者等となる者である場合には、次の区分に応じ、信託設定時に信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、その委託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとされる。

区 分	取扱い
その法人が 対価を負担していないとき	委託者からその法人に対して 贈与による資産の移転が行われたものとする。 (→ 所法 59①一が適用される。)
その法人が 適正な対価より 低い価額を負担しているとき	委託者からその法人に対する 低廉対価の額による譲渡が行われたものとする。 (→ 所法 59①二が適用される。)

⑤ 代物弁済による資産の譲渡（消費税）

正 誤	×（誤り） … ❶
取扱い	本間の取引は、代物弁済による資産の譲渡に該当する。 よって、課税資産の譲渡等に該当し、消費税が課される取引となる。… ❷
条 文	消法2（定義） ① 用語の意義 八 資産の譲渡等 九 課税資産の譲渡等 } ❶

（注）代物弁済（消基通 5-1-4）

債務者が債権者の承認を得て、約定されていた弁済の手段に代えて他の給付をもって弁済する場合の譲渡をいう。

第2問 解説

問題1 法人税

内 容	ランク	備 考
(減価償却資産等についての申告調整) ・ [資料]2. (1)①について ・ [資料]2. (1)②について ・ [資料]2. (1)③について ・ [資料]2. (1)④について	A A C B	通常償却と一括償却の有利判定 償却不足額が生じた場合 圧縮記帳・積立金経理 減損・譲渡損益調整資産
(租税公課についての申告調整) ・ [資料]3. (2)について ・ [資料]3. (3)及び(4)について ・ [資料]3. (5)について ・ [資料]3. (6)について	A A A B	前期確定分 当期中間分・期末見積 法人税等調整額 繰延消費税等
(給与についての申告調整) ・ [資料]4. (2)について ・ [資料]4. (3)について ・ [資料]4. (4)について ・ [資料]4. (5)について	A B A C	臨時改定事由 臨時改定事由 役員退職慰労引当金 出向負担金・出向先で役員の場合
(金銭債権についての申告調整) ・ [資料]5. (1)について ・ [資料]5. (2)について ・ [資料]5. (3)について	A A A	法基通 9-6-3 適用の可否 法基通 9-6-2 適用の可否 貸倒引当金
(外貨建金銭債権についての申告調整) ・ [資料]6. について	A	期末換算・短期外貨建債権
(受取配当金についての申告調整) ・ [資料]7. について	A	非支配目的・短期保有株式等
(棚卸資産についての申告調整) ・ [資料]8. について	A	評価損・過剰生産
(寄附金についての申告調整) ・ [資料]9. (1)及び(2)について ・ 支出寄附金の損金算入限度超過額	A B	仮払・未払 指定寄附金等・その他

A…14 か所・B…4 か所・C…2 か所

1. 全般的な事項及び注意事項

青色申告法人・非同族会社・大法人（資本金の額及び資本金等の額 200,000,000 円）

2. 減価償却資産等についての申告調整

(単位：円)

計算過程	難	解 答
<p>[資料]2.(1)①について (タブレット)</p> <p>(1) 判定</p> $0.500 \times \frac{10}{12} = 0.416 > \frac{12}{36} \quad \therefore \text{通常償却有利}$ <p>(2) 償却限度額 (器具備品 定率法 4 年)</p> <p>① 1 台当たりの調整前償却額 $180,000 \times 0.500 = 90,000$</p> <p>② 1 台当たりの償却保証額 $180,000 \times 0.12499 = 22,498$</p> <p>③ $① \geq ② \quad \therefore \quad ① \times \frac{10}{12} = 75,000$</p> <p>④ $③ \times (150 \text{ 台} - 25 \text{ 台}) = 9,375,000$</p> <p>(3) 償却超過額</p> $12,506,250 - ④ = 3,131,250 \text{ (加・留)}$	A	3,131,250 (加)
<p>[資料]2.(1)②について (陳列棚)</p> <p>(1) 償却限度額 (器具備品 定率法 8 年)</p> <p>① 調整前償却額 $(988,346 + 672,787) \times 0.250 = 415,283$</p> <p>② 償却保証額 $6,000,000 \times 0.07909 = 474,540$</p> <p>③ $① < ② \quad \therefore \quad (988,346 + 672,787) \times 0.334 = 554,818$</p> <p>(2) 償却超過額</p> $495,656 - ① = \triangle 59,162 \text{ (不足)}$ <p>(3) 認容額 $672,787 > 59,162 \quad \therefore \quad 59,162 \text{ (減・留)}$</p>	A	59,162 (減)
<p>[資料]2.(1)③について (空調設備)</p> <p>(1) 圧縮積立金</p> <p>① 認定損 2,600,000 (減・留)</p> <p>② 認 容 87,100 (加・留)</p> <p>③ $① - ② = 2,512,900 \text{ (減)}$</p> <p>(3) 圧縮限度額</p> $8,000,000 > 2,600,000 \quad \therefore \quad 2,600,000$ <p>(4) 圧縮超過額</p> $2,600,000 - ③ = 0$	C	2,512,900 (減)

<p>(5) 償却限度額 (建物附属設備 定額法 15年)</p> $(8,000,000 - 2,600,000) \times 0.067 \times \frac{6}{12} = 180,900$ <p>(6) 償却超過額</p> $268,000 - (5) = 87,100 \text{ (加・留)}$ <p>(7) 圧縮積立金取り崩しに係る認容</p> $87,100 \geq 87,100 \therefore 87,100 \text{ (減・留)}$ <p>(8) 解答欄 (1) - (4) - (6) + (7) = 2,512,900 (減)</p>		
<p>[資料]2.(1)④について (土地)</p> <p>(1) 土地減損損失認容 95,000,000 (減・留)</p> <p>(2) 譲渡損益調整勘定繰入</p> <p>① 譲渡収入 時価 120,000,000</p> <p>② 譲渡原価 簿価 85,000,000 + 95,000,000 = 180,000,000</p> <p>③ ① - ② = △60,000,000</p> <p>→ 譲渡損益調整勘定繰入 60,000,000 (加・留)</p> <p>(3) 解答欄 (1) - (2) = 35,000,000 (減)</p>	B	35,000,000 (減)

(注1) 圧縮積立金取崩に係る処理

- (1) 取崩額 益金算入 (法基通 4-1-1)
- (2) 認容 (法基通 10-1-3)

減価償却超過額が生じているため、圧縮積立金の取崩額の範囲内において減価償却超過額を認容減算して損金算入する調整を行う。

3. 租税公課についての申告調整

(単位：円)

計算過程	難	解 答
[資料]3.(2)について 納税充当金から支出した事業税等の額 $39,536,000 - 19,192,000 - 2,809,000 = 17,535,000$ (減・留)	A	17,535,000 (減)
[資料]3.(3)及び(4)について (1) 中間申告 納税充当金から支出した事業税等の額 $55,113,000 - 31,987,000 - 4,016,000 = 19,110,000$ (減・留) (2) 期末見積 損金経理納税充当金 160,000,000 (加・留) (3) 解答欄 $(2) - (1) = 140,890,000$ (加)	A	140,890,000 (加)
[資料]3.(5)について 法人税等調整額 4,200,000 (減・留)	A	4,200,000 (減)
[資料]3.(6)について (1) 損金算入限度額 $300,000 \times \frac{12}{60} \times \frac{1}{2} = 30,000$ (2) 損金算入限度額 $300,000 - (1) = 270,000$ (加・留) ※ 一の資産に係る控除対象外消費税額等が20万円未満のものは、全額損金算入	B	270,000 (加)

4. 給与についての申告調整

(単位：円)

計算過程	難	解 答
<p>[資料]4.(2)について</p> <p>(1) D 常務から代取へ ∴ 臨時改定事由のため調整なし</p> <p>(2) E 平取から常務へ ∴ 臨時改定事由のため調整なし</p> <p>(3) F 定期同額給与等以外の給与</p> <p>$(1,000,000 - 950,000) \times 7 \text{ヶ月} = 350,000$ (加・社)</p>	A	350,000 (加)
<p>[資料]4.(3)について</p> <p>(1) D 常務から代取へ ∴ 臨時改定事由のため調整なし</p> <p>(2) E 平取から常務へ ∴ 臨時改定事由のため調整なし</p> <p>(3) F 定期同額給与等以外の給与 1,000,000 (加・社)</p>	B	1,000,000 (加)
<p>[資料]4.(4)について</p> <p>役員退任慰労引当金認容 55,000,000 (減・留)</p>	A	55,000,000 (減)
<p>[資料]4.(5)について</p> <p>(1) Gの月額給与 出向負担金を損金算入</p> <p>(2) Gの賞与相当額</p> <p>定期同額給与等以外の給与</p> <p>$1,000,000 \times 2 = 2,000,000$ (加・社)</p>	C	2,000,000 (加)

(注) 出向者が出向先の法人において役員となっている場合 (法基通 9-2-45~46)

出向者が出向先の法人において役員となっている場合において次のいずれにも該当するときは、出向先の法人が支出する当該役員に係る給与負担金の支出を出向先の法人における当該役員に対する給与の支給として、法人税法第34条(役員給与の損金不算入)の規定が適用される。

- 1 当該役員に係る給与負担金の額について、当該役員に対する給与として出向先の法人の株主総会、社員総会またはこれらに準ずるものの決議がされていること。
- 2 出向契約等において当該出向者に係る出向期間および給与負担金の額があらかじめ定められていること。

この取扱いの適用を受ける給与負担金について、事前確定届出給与の規定の適用を受ける場合には、出向先の法人がその納税地の所轄税務署長にその出向契約等に基づき支出する給与負担金に係る定めの内容に関する届出を行うこととなる。

5. 金銭債権についての申告調整

(単位：円)

計算過程	難	解 答
[資料]5.(1)について 備忘価額が付されていないため、法基通 9-6-3 不適用 貸倒損失否認 1,597,440 (加・留)	A	1,597,440 (加)
[資料]5.(2)について 担保物が処分されていないため、法基通 9-6-2 不適用 貸倒損失否認 5,500,000 (加・留)	A	5,500,000 (加)
[資料]5.(3)について (1) 貸倒引当金認容 1,500,000 (減・留) (2) 貸倒損失否認 $3,000,000 - \text{切捨て額 } 3,000,000 \times 90\% = 300,000$ (加・留) (3) 解答欄 (1)-(2)=1,200,000 (減)	A	1,200,000 (減)

6. 外貨建金銭債権についての申告調整

(単位：円)

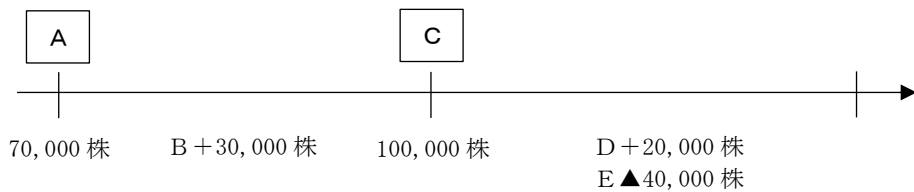
計算過程	難	解答
<p>[資料]6. について (売掛金)</p> <p>(1) 会計簿価 3,116,700</p> <p>(2) 税務簿価 (短期外貨建債権 期末時換算法)</p> $\text{USD}22,500 \times 133.12 = 2,995,200$ <p>(3) (1)-(2)=121,500 (減・留)</p>	A	121,500 (減)

7. 受取配当金についての申告調整

(単位：円)

計算過程	難	解答
<p>[資料]7. について</p> <p>L社株式 (非支配目的株式等)</p> $(500,000 - \text{短期保有株式等 } 50,000) \times 20\% = 90,000 \text{ (減・※)}$ <p>※ 短期保有株式等</p> <p>(1) $E 40,000 \times \frac{C 100,000}{C 100,000 + D 20,000} \times \frac{B 30,000}{A 70,000 + B 30,000}$</p> $= 10,000$ <p>(2) $\frac{500,000}{100,000} \text{ (@5)} \times (1) = 50,000$</p>	A	90,000 (減)

(当社のL社株式の保有株数の異動状況)



(単位：円)

8. 棚卸資産についての申告調整

計算過程	難	解答
<p>[資料]8. について</p> <p>過剰仕入による評価損 1,000,000 (加・留)</p>	A	1,000,000 (加)

9. 寄附金についての申告調整

(単位：円)

計算過程	難	解 答
<p>[資料]9.(1)及び(2)について</p> <p>(1) 未払寄附金否認 10,000,000 (加・留)</p> <p>(2) 仮払寄附金認定損 6,000,000 (減・留)</p> <p>(3) (1)-(2)=4,000,000 (加・留)</p>	A	4,000,000 (加)
<p>支出寄附金の損金算入限度超過額</p> <p>(1) 支出寄附金</p> <p>① 指定寄附金等 6,000,000</p> <p>② その他 一般財団法人Q 3,500,000</p> <p>③ ①+②=9,500,000</p> <p>(2) 一般寄附金の損金算入限度額</p> <p>① 資本基準額 $200,000,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} = 500,000$</p> <p>② 所得基準額 $400,000,000 \times \frac{2.5}{100} = 10,000,000$</p> <p>③ $(①+②) \times \frac{1}{4} = 2,625,000$</p> <p>(3) 損金不算入額</p> <p>① 損金不算入の対象額</p> <p>9,500,000-(1)①=3,500,000</p> <p>② 損金不算入額</p> <p>①-(2)=875,000 (加・社)</p>	B	875,000 (加)

問題2 所得税

内 容	ランク	備 考
[問]1. 給与所得（所得金額調整控除後）の金額	C	所得金額調整控除 特別障害者を有する者 給与・年金を双方有する者
[問]2. 退職所得の金額	A	短期退職手当等
[問]3. 譲渡所得の金額	A	ゴルフ会員権・金地金 内部通算
[問]4. 一時所得の金額	C	賞品の評価（所基通）
[問]5. 青色申告特別控除前の事業所得の金額	A	少額な繰延資産 少額減価償却資産
[問]6. 青色申告特別控除前の不動産所得の金額	B	相続した減価償却資産
[問]7. 雑所得の金額	B	公的年金等 給与・年金を双方有する者
[問]8. 社会保険料控除の金額	B	生計一親族の判定時期
[問]9. 医療費控除の金額	B	高額療養費・保険金等 人間ドック（重大な疾病発見） 感染予防のためのマスク購入費
[問]10. 課税総所得金額	C	青色申告特別控除 所得控除（生命保険料控除、障害者控除、基礎控除など）

A…3か所・B…4か所・C…3か所

[問]1. 給与所得（所得金額調整控除後）の金額

（単位：円）

計算過程	難	解 答
(1) 収入金額 S 商事 9,000,000	C	6,900,000
(2) 給与所得控除額 1,950,000		
(3) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除 特別障害者である同一生計配偶者あり ∴ 適用あり $((1)-8,500,000) \times 10\% = 50,000$		
(4) 給与所得と年金所得の双方を有する者の所得金額調整控除 ① 給与所得控除後の給与 $(1)-(2)=7,050,000 > 100,000 \quad \therefore 100,000$ ② 公的年金等に係る雑所得 公的年金収入 650,000－公的年金等控除額 500,000 [※] $=150,000 > 100,000 \quad \therefore 100,000$ ※ 62 歳 合計所得金額 14,178,125 ③ $(①+②) - 100,000 = 100,000$		
(4) $(1)-(2)-(3)-(4)=6,900,000$		

(注) 給与所得と年金所得の双方を有する者の所得金額調整控除（措法 41 の 3 の 3②）

その年において、次の（1）に該当する者の総所得金額を計算する場合に、（2）の所得金額調整控除額を給与所得から控除する。

(1) 適用対象者

その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、その合計額が 10 万円を超える者

(2) 所得金額調整控除額

給与所得控除後の給与等の金額^{※1}+ 公的年金等に係る雑所得の金額^{※1}- 10 万円

※1 10 万円超の場合は 10 万円

「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用がある場合は、「給与所得と年金所得の双方を有する者の所得金額調整控除」の併用ができる。また、「給与所得と年金所得の双方を有する者の所得金額調整控除」の適用額は、給与所得の金額から控除する。

[問]2. 退職所得の金額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
(1) 収入金額 S 商事 5,500,000 (2) 退職所得控除額 勤続年数 4年8ヶ月 → 5年 $400,000 \times 5 \text{年} = 2,000,000$ (3) 退職所得の金額 (短期退職手当等) $(1) - (2) = 3,500,000 > 3,000,000$ $\therefore 1,500,000 + ((1) - (3,000,000 + (2))) = 2,000,000$	A	2,000,000

[問]3. 譲渡所得の金額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
(総合長期) (1) ゴルフ会員権 $1,300,000 - 2,500,000 = \Delta 1,200,000$ (2) 金地金 $7,000,000 - 4,000,000 = 3,000,000$ (3) 内部通算 $(1) + (2) = 1,800,000$ (4) $(3) - \text{特別控除 } 500,000 = 1,300,000$	A	1,300,000

[問]4. 一時所得の金額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
(1) 総収入金額 懸賞品 $600,000 \times 60\% = 360,000$ (2) 特別控除 $(1) < 500,000 \therefore 360,000$ (3) $(1) - (2) = 0$	C	0

(注) 賞品の評価 (所得税基本通達 205-9)

物等	対価として通常受けるべき価額
公社債、株式又は受益権	その受けることとなった日の価額
商品券	券面額
貴石、貴金属等又は書画、骨とう等	その受けることとなった日の価額
土地又は建物	その受けることとなった日の価額
定期金に関する権利又は信託の受益権	財産評価基本通達の規定に準じた評価額
生命保険契約に関する権利	解約返戻金の額
上記以外	そのものの通常の小売販売価額 (いわゆる現金正価) の60%相当額

[問]5. 青色申告特別控除前の事業所得の金額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
(1) 総収入金額 顧問料 3,000,000	A	1,950,000
(2) 必要経費 ① 接待交際費 70,000 ② 入会金 150,000 < 200,000 ∴ 150,000 ③ 年会費 30,000 ④ パソコン 180,000 < 300,000 ∴ 180,000 ⑤ その他調査費 620,000 ⑥ ①～⑤の計=1,050,000		
(3) (1)-(2)=1,950,000		

(注1) 個人事業者が支出した交際費

接待交際費は、法人税の場合、一定の金額のみが損金として認められ、それ以外の金額は損金不算入とされるが、所得税にはそのような規定はない。所得税法 37 条の「必要経費に算入すべき金額」に該当する限りにおいて、必要経費に算入される。

(注2) 繰延資産となる費用のうち少額のもの（所令 139 の 2）

繰延資産となる費用のうち支出額が 20 万円未満であるものについては、その支出額相当額を、その支出日の属する年分の所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

(注3) 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例（措法 28 の 2）

中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出する者が取得等し、かつ、業務の用に供した減価償却資産で、その取得価額が 30 万円未満である少額減価償却資産については、その取得価額に相当する金額を、その方のその業務の用に供した年分の所得の金額の計算上、必要経費に算入することができる。

[問]6. 青色申告特別控除前の不動産所得の金額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
(1) 総収入金額 アパート賃貸収入 6,200,000 (2) 必要経費 ① 減価償却費 (H26 相続取得 定額法) イ 本年分の償却額 (8室分) $50,000,000 \times 0.030 = 1,500,000$ ロ 必要経費算入額 (イ) 通年貸付分 (7室) $イ \times \frac{7\text{室}}{8\text{室}} = 1,312,500$ (ロ) 当年退去分 (1室) $イ \times \frac{1\text{室}}{8\text{室}} \times \frac{7}{12} = 109,375$ (ハ) 上記計 = 1,421,875 ② 償却費以外 1,600,000 ③ ①+② = 3,021,875 (3) (1)-(2) = 3,178,125	B	3,178,125

(注1) 相続により減価償却資産を取得した場合

取得価額 耐用年数 経過年数 未償却残高	相続により取得した者が引き続き所有していたものとみなす (所令 126②)。
取得日 減価償却の方法	被相続人の取得日、減価償却費の方法は引き継がれない。 相続時点が取得日となるため、その時点で適用可能な償却方法で計上する。 ※「取得」には、相続、遺贈又は贈与によるものも含まれる (所令 120①、120の2①、所基達 49-1)。

(注2) 事業供用期間

本問では、1室分を業務用から非業務用に転用したため、その貸付部分は、事業供用期間(1月～7月)に応ずる減価償却費を必要経費に算入する。

[問]7. 雑所得の金額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
(公的年金等に係る雑所得)	B	150,000
(1) 収入金額 650,000		
(2) 公的年金等控除額		
合計所得金額 14,178,125 ∴ 500,000		
(3) (1)−(2)=150,000		

(注) 給与所得と年金所得の双方を有する者の所得金額調整控除 (措法 41 の 3 の 3②)

「給与所得と年金所得の双方を有する者の所得金額調整控除」は、「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除する。

[問]8. 社会保険料控除の金額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
(1) 甲 (本人) 負担 源泉徴収票記載額 1,100,000 + 国民健康保険料 400,000 = 1,500,000 (甲の支払)	B	1,550,000
(2) 丙負担 国民年金保険料 50,000 (3月までの甲の支払)		
(3) 控除額 (1)+(2)=1,550,000		

(注) 生計を一にしていた子の社会保険料を負担した場合

居住者が自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額をその居住者の社会保険料控除の対象とすることができる。この場合の「自己と生計を一にする配偶者その他の親族」に該当するかどうかの判定時期については、社会保険料を支払った時点で判定する。

本問の場合、丙は令和4年4月にR株式会社に就職したことにより、甲と別居し、生計が別となったが、3月までは同一生計となり、甲が支払った国民年金保険料は、甲の社会保険料控除が適用される。

[問]9. 医療費控除の金額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
(1) 医療費の額 ① 甲（本人） イ 人間ドック 100,000 ロ 手術・入院費 350,000 －（高額療養費 150,000＋保険金 250,000）＜0 ∴ 0 ロ 薬代 10,000 ハ イ＋ロ＝110,000 ※ インフルエンザ予防接種は対象外 ② 乙（配偶者） 歯科診療 100,000（甲の支払） ※ コロナ感染予防のためのマスク購入費は対象外 ③ ①＋②＝210,000	B	110,000
(2) 足切り額 総所得金額 200 万円以上 ∴ 100,000		
(3) 控除額 (1)－(2)＝110,000		

(注1) 人間ドック費用（所基通 73-4）

人間ドック・健康診断の費用は、疾病の治療を伴うものではないため、原則として、医療費控除の対象とはならない。ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続きその疾病の治療を行った場合には、その健康診断は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができるため、その費用も、医療費控除の対象に含まれる。

(注2) 医療費を補填する保険金等の金額がある場合（所法 73①）

支払った医療費を補填する保険金等の金額がある場合には、支払った医療費の金額からその医療費を補填する保険金等の金額を差し引くこととされている。この場合の差引計算は、その補填の対象とされる医療費ごとに行い、支払った医療費の金額を上回る部分の補填金の額は、他の医療費の金額からは差し引かない。本問の場合は、手術・入院費の金額を超える部分の高額療養費及び保険金の金額を、人間ドック費用等から差し引いて医療費控除額の計算を行う必要はない。

(国税庁HP 質疑応答事例「支払った医療費を超える補填金」)

[問]10. 課税総所得金額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
<p>(1) 各種所得の金額の合計額</p> <p>① 不動産所得 2,528,125 + 事業所得 1,950,000 + 給与所得 (所得金額調整控除後) 6,900,000 + 雑所得 150,000 = 11,528,125</p> <p>※ 不動産所得 3,178,125 - 青色申告特別控除 650,000 = 2,528,125</p> <p>② (長期譲渡所得 1,300,000 + 一時所得金額 0) $\times \frac{1}{2}$ = 650,000</p> <p>③ ① + ② = 12,178,125</p> <p>(2) 所得控除額</p> <p>医療費控除 110,000 + 社会保険料控除 1,550,000 + 生命保険料控除 90,000 (一般 40,000 + 年金 50,000) + 障害者控除 (同居特別) 750,000 + 基礎控除 480,000 = 2,980,000</p> <p>※ 配偶者控除・配偶者特別控除は適用なし (甲の合計所得金額 1,000 万円超)</p> <p>※ 丙は令和 4 年末において、同一生計ではないため、甲 の扶養控除の対象とならない。</p> <p>(3) (1) - (2) = 9,198,125 → 9,198,000 (千円未満切捨て)</p>	C	9,198,000

問題3 消費税

内 容	ランク	備 考
(1) 課税標準額に対する消費税額	A	複数税率 公衆電話設置手数料
(2) 資産の譲渡等以外の収入金額の合計額	A	受取配当金 国庫補助金
(3) 課税売上割合の計算式の分子の金額	B	複数税率
(4) 課税売上割合の計算式の分母の金額	B	複数税率
(5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額	C	複数税率（営業部門） 販売奨励金（販路拡大） 課税貨物
(6) (5)のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの	C	
(7) (5)のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの	A	土地売却仲介手数料 株式売却手数料
(8) (5)のうち共通して要するもの	A	複数税率（本社）
(9) 売上げの返還等対価に係る税額	B	軽減税率
(10) 貸倒れに係る税額	A	軽減税率

A…5か所・B…3か所・C…2か所

(1) 課税標準額に対する消費税額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
<p>① 課税標準額</p> <p>イ 6.24%課税</p> <p>売上高（飲食料品） 3,682,800,000</p> <hr/> <p>税込課税売上高 3,682,800,000</p> <hr/> <p>課税標準額（×100/108） 3,410,000,000</p> <p style="text-align: right;">（千円未満切捨て）</p> <p>ロ 7.8%課税</p> <p>売上高（飲食料品以外） 687,500,000</p> <p>4,370,300,000－3,682,800,000</p> <p>雑収入（公衆電話の設置手数料） 55,000</p> <p>6,380,000－3,080,000－3,245,000</p> <hr/> <p>税込課税売上高 687,555,000</p> <hr/> <p>課税標準額（×100/110） 625,050,000</p> <p style="text-align: right;">（千円未満切捨て）</p> <p>② 課税標準額に対する消費税額</p> <p>イ 6.24%課税 ①イ×6.24%＝212,784,000</p> <p>ロ 7.8%課税 ①ロ×7.8%＝48,753,900</p> <p>ハ イ＋ロ＝261,537,900</p>	A	261,537,900

(注) 公衆電話や自動販売機を設置させることによって受取る手数料
課税取引となる。

(2) 資産の譲渡等以外の収入金額の合計額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
<p>受取配当金 385,000</p> <p>雑収入（国からの補助金） 3,080,000</p> <hr/> <p>資産の譲渡等以外の収入金額の合計額 3,465,000</p>	A	3,465,000

(注) 補助金等

事業者が国や地方公共団体から支給を受ける補助金、助成金又は給付金については、資産の譲渡や役務の提供等を行うことの反対給付として事業者が受けるものではないことから、消費税の課税対象外となる。

(3)及び(4) 課税売上割合の計算式

(単位：円)

計算過程	難	解 答
<p>(3) 分子の金額</p> <p>① 6.24%課税</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 課税売上高 (1)①イより 3,410,000,000</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 売上返還</p> <p style="padding-left: 40px;">売上割引 (飲食料品) 534,600</p> <hr style="width: 100%; margin-left: 40px;"/> <p style="padding-left: 40px;">税込計 534,600</p> <hr style="width: 100%; margin-left: 40px;"/> <p style="padding-left: 40px;">税抜計 (×100/108) 495,000</p> <p style="padding-left: 20px;">ハ イーロ=3,409,505,000</p> <p>② 7.8%課税</p> <p style="padding-left: 20px;">課税売上高 (1)①ロより 625,050,000</p> <p>③ 免税売上高</p> <p style="padding-left: 20px;">売上高・輸出売上 723,140,000</p> <p>④ ①～③の計=4,757,695,000</p>	B	4,757,695,000
<p>(4) 分母の金額</p> <p>① 課税売上高 (3)より 4,757,695,000</p> <p>② 非課税売上高</p> <p style="padding-left: 20px;">受取利息 (国内預金利息) 165,000</p> <p style="padding-left: 20px;">受取地代 (更地の地代) 1,386,000</p> <p style="padding-left: 20px;">雑収入 (従業員貸付利息) 3,245,000</p> <p style="padding-left: 20px;">土地 (譲渡対価) 110,000,000</p> <p style="padding-left: 20px;">有価証券 (譲渡対価×5%) 1,385,450</p> <p style="padding-left: 40px;">27,709,000×5%</p> <hr style="width: 100%; margin-left: 40px;"/> <p style="padding-left: 40px;">合計 116,181,450</p> <p>③ ①+②=4,873,876,450</p>	B	4,873,876,450

(5)~(8) 課税仕入れ等に係る税額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
(5) 合計額 (6)+(7)+(8)=246,578,904	C	246,578,904
(6) 課税資産の譲渡等にのみ要するもの イ 6.24%課税 国内仕入高（飲食料品） 2,673,000,000 接待交際費（営業部門・飲食料品） 594,000 その他（営業部門・新聞代） 475,200 ----- 支払対価の額 2,674,069,200 消費税額（×6.24/108） 154,501,776 ロ 7.8%課税 (イ) 課税仕入れ 国内仕入高（飲食料品以外） 688,490,000 3,361,490,000－軽2,673,000,000 接待交際費（営業部門・飲食料品以外） 2,090,000 2,684,000－軽594,000 地代家賃（営業部門・商品倉庫） 9,240,000 旅費交通費（営業部門） 7,150,000 8,360,000－国外1,210,000 販売奨励金（得意先販路拡大） 267,300,000 その他（営業部門・新聞代以外） 137,500,000 137,975,200－軽475,200 ----- 支払対価の額 1,111,770,000 消費税額（×7.8/110） 78,834,600 (ロ) 課税貨物 7,550,400 (ハ) (イ)+(ロ)=86,385,000 ハ イ+ロ=240,886,776	C	240,886,776
(7) その他の資産の譲渡等にのみ要するもの 7.8%課税 土地売却・仲介手数料 3,696,000 株式売却・手数料 231,000 ----- 支払対価の額 3,927,000 消費税額（×7.8/110） 278,460	A	278,460

(注) 販路拡大に係る販売奨励金

事業者が販売促進の目的で課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先に支払う販売奨励金等は、売上げに係る対価の返還等に該当する（消基通14-1-2）。この場合、対象となった課税資産の譲渡の事実に基づいて、標準税率なのか軽減税率なのか、適用税率を判断することとなる。

本問では、「販売奨励金」という名目でやり取りが行われるものではあるが、販路拡大の役務の提供の対価として支払うものであるため、課税仕入れ（標準税率）が適用される。

(5)~(8) 課税仕入れ等に係る税額（つづき）

（単位：円）

計算過程	難	解答
(8) 共通して要するもの	A	5,413,668
イ 6.24%課税		
その他（本社・新聞代） 237,600		

支払対価の額 237,600		

消費税額（×6.24/108） 13,728		
ロ 7.8%課税		
接待交際費（本社・飲食料品以外）		
748,000－550,000 198,000		
地代家賃（本社・事務所家賃） 13,200,000		
旅費交通費（本社） 2,255,000		
その他（本社・新聞代以外）		
60,737,600－237,600 60,500,000		

支払対価の額 76,153,000		

消費税額（×7.8/110） 5,399,940		
ハ イ+ロ=5,413,668		

(9) 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額

（単位：円）

計算過程	難	解答
売上割引（飲食料品） $534,600 \times \frac{6.24}{108} = 30,888$	B	30,888

(10) 貸倒れに係る消費税額

（単位：円）

計算過程	難	解答
売掛債権（飲食料品） $3,801,600 \times \frac{6.24}{108} = 219,648$	A	219,648

【参考】

(1) 売上げ関係の整理表 (単位：円)

科目等	上段：F S 下段：対象外	課税 6.24%	課税 7.8%	輸出免税	非課税
売上高	5,093,440,000	3,682,800,000	687,500,000	723,140,000	
受取利息	165,000				165,000
受取配当金	385,000 △385,000				
受取地代	1,386,000				1,386,000
雑収入	6,380,000 △3,080,000		55,000		3,245,000
土地譲渡対価	—				110,000,000
有価証券 対価×5%	—				1,385,450
税込計		3,682,800,000 (×100/108)	687,555,000 (×100/110)	723,140,000	116,181,450
税抜計(1)		3,410,000,000	625,050,000	723,140,000	116,181,450
売上割引		△534,600			
返還等税込		△534,600 (×100/108)	(×100/110)		
返還等税抜(2)		△495,000			
税抜差引計 (1)-(2)		3,409,505,000 (1)	625,050,000 (2)	723,140,000 (3)	116,181,450 (4)

課税売上割合 (分子) ①+②+③=4,757,695,000

課税売上割合 (分母) ①+②+③+④=4,873,876,450

(2) 仕入れ関係の整理表 (単位：円)

科目等	上段：F S 下段：対象外他	課税対応 6.24%	課税対応 7.8%	非課税対応 7.8%	共通対応 6.24%	共通対応 7.8%
[売上原価] 仕入高	3,492,170,000 △130,680,000	2,673,000,000	688,490,000			
[販管費]						
役員給与	108,350,000 △108,350,000					
従業員給与	605,000,000 △605,000,000					
接待交際費	3,432,000 △550,000	594,000	2,090,000			198,000
地代家賃	22,440,000		9,240,000			13,200,000
旅費交通費	10,615,000 △1,210,000		7,150,000			2,255,000
保険料	2,750,000 △2,750,000					
販売奨励金	267,300,000		267,300,000			
貸倒損失	6,001,600 △6,001,600					
その他費用	297,000,000 △98,287,200	475,200	137,500,000		237,600	60,500,000
土地売却 仲介手数料	3,696,000			3,696,000		
株式売却 手数料	231,000			231,000		
課税仕入れ		2,674,069,200 (×6.24/108)	1,111,770,000 (×7.8/110)	3,927,000 (×7.8/110)	237,600 (×6.24/108)	76,153,000 (×7.8/110)
税額(1)		154,501,776	78,834,600	278,460	13,728	5,399,940
課税貨物 税額(2)			7,550,400			
税額計 (1)+(2)		154,501,776 (1)	86,385,000 (2)	278,460 (3)	13,728 (4)	5,399,940 (5)

課税仕入れ等に係る消費税額 ①～⑤の計=246,578,904